会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和2年9月28日

奄美市農業委員会

第9回定例総会議事録

署名委員 栄 和正

署名委員 泉 智宜

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

- 1. 招集日時 令和2年9月28日(月) 午後1時30分~
- 2. 招集場所 市役所 6 階 会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝德	16	野﨑 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平 住用分室長 竹山 和幸 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

10月定例会について 利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第57号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の 合意解約の決定につて

議案第58号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定につて

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。 これから、令和2年第9回定例総会を開会いたします。 それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、9番 栄 委員と10番 泉 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第55号から58号までの4件を予 定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議長交代

(榮会長代理)

日程第3

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請、№25について、を 議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

議案第55号の3条許可申請について、2ページをお開き下さい。

NO. 25は、売買による所有権移転でございます。 譲渡人が所有する土地、1筆で556㎡となります。

農機具等も所有されており、取得後は野菜の栽培として利用する予 定であると考えられます。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。

議長 (榮会長代理)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま す。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

13番 (吉委員)

農地法第3条の規定によるNo.25について調査報告します。

2ページをお開きください。

9月15日午前10時ごろに直接受け人にお会いして、現地で話を聞くことができました。

今回の申請書の内容には間違いは無いとの事でした。今後も農業をやっていくための規模拡大であり、自己研鑽のために土地を買うとの事です。 後継者もいて特に問題はないと考えます。

2番 (中棚委員)

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について、No.25の譲渡人の報告をします。

9月23日午後5時過ぎに職場で直接お会いして話を聞くことができました。土地の所在及び対価など記載内容に間違いないとの事でした。

13番 (吉委員)

土地について説明します。

9ページを見てください。この番地は耕作されていませんでしたが、今 後整地をして野菜、果樹を栽培したいとの事でした。

周辺は川と山に囲まれていますので、特に農地としては問題ないと思わ

れます。農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第 7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第55号農地法第3条の規定による許可申請、No.25については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

議長交代

(吉会長)

日程第3

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請、№26について、を 議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

NO. 2 6 は、売買による所有権移転でございます。 譲渡人が所有する土地、3 筆で 1 6 2 8 ㎡となります。

取得後はタンカンを植栽し、面積拡大のためと考えられます。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま す。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

4番 (榮委員)

農地法第3条の規定によるNo.26、売買の案件について調査報告いたします。

9月24日木曜日、午前11時30分、譲受人とは面談叶わぬ状況下に あるため、委任者である行政書士の事務所を訪れ、申請書の内容確認を行 いました。事務所において行政書士と申請内容を確認中にも判然としない 部分があり、夕方午後5時30分、譲受人の事務所に出向き息子さんに再 度、申請内容の確認を行いました。

地番3筆合計、4628㎡に加え隣接する農業用倉庫の部分も購入された認識でした。対価につきましても50万円の支払い4回、合計200万円となっておりました。

続きまして土地について報告いたします。

同日4時30分、現地確認を行いました。

現状は1.5m程度の盛土がなされ、既にタンカンの樹50本が植栽されている現状となっております。

尚、農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、同項第4号、 同項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

事務局 (竹山住用分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.26の譲渡人に9月15日16時 10分頃電話いたしました。

譲渡人は現在、岐阜県に居住しており、譲り受け人とは元々の知り合いという事です。本人は他にも父親名義の畑があるが、奄美に戻る意思はなく、他に農業をやるかたがおられたら譲りたいと考えているといわれました。申請内容については土地の所在、面積には間違いないという確認が取れました。委員の皆様ご審議よろしくお願いします。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 (岸田委員)

1169-2と3はどうなっているのですか。

4番 (榮委員)

これも購入された方の名義になっていまして、2と3も同じ方の名義でして購入された認識だと私も思いましたので、確認をとりました。

この地番が申請書に書かれてないから、これは直したほうが良いという 意味で、行政書士もこれを把握していなかったようでしたので確認をとり ました。

議長 (吉会長)

3条申請とかはされていないという事ですかね。

1番 (岸田委員)

別で上がってくるのですかね。

4番 (栄委員)

これがどうするのかはわかりません。

事務局 (池次長)

結局受け人に確認とらなければ、受け人は2筆とも入っていると思い込んでいるのではないですか。

4番 (榮委員)

これが本人に確認とられたほうが良いと思っています。

倉庫なのですが、実際購入されている方が使われています。

3番 (肥後委員)

住んでいるところが違うので、現場はわからないのですが、はっきりしてほしいのは、申請した書類と、現場が合っているかという事です。

書類には間違いがないかです。

議長 (吉会長)

今回の申請は、3筆ですが、倉庫が建っているところは申請には上がっていません。

3番 (肥後委員)

申請は3筆という事ですよね。

議長 (吉会長)

申請とは関係しないが地代が。

1番 (岸田委員)

後で認識していたという事で、後でもめないですか。

4番 (榮委員)

ちなみに面積が80 ㎡ 265 ㎡ になっているようですけど、これが事務局にお願いしたかったのは、渡し人が倉庫の2 筆を込みで売買に出されたのか。

議長 (吉会長)

申請書に倉庫は関係ないのですよね。

4番 (榮委員)

申請書のこの中に3筆だけ書かれており判然としないので、行政書士への確認と息子さんへの確認に出向きました。

9番 (栄委員)

書類の3筆と、申請書の3筆の整合性がとれたら問題ないのではないで すか。倉庫の2筆は、今日の売買の目的とは別の話ですよね。

3番 (肥後委員)

はっきりしておきたいのですが、今回の申請の上がっている3筆に、倉庫が建っているのですか。

9番 (榮委員)

倉庫というのは、隅に建っているので、実際は倉庫を残して、盛土がなされて、その上にタンカンが植えられている形です。倉庫自体は下がっています。

3番 (肥後委員)

そうすると今回の申請のあるところは、盛土がされて畑になって、タン

カンが植えられているわけですから、今回の申請は3筆を考えればいいのではないですか。

議長

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第55号農地法第3条の規定による許可申請、№26については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第56号5条の許可申請について

18ページをお開き下さい。

NO.30につきましては、渡し人の所有する和光町の土地、1筆で391 ㎡を分筆し、166㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

31ページをお開き下さい。

NO. 31につきましては、渡し人の所有する和光町の土地、2筆のうち1筆を分筆し、166㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

43ページをお開き下さい。

NO.32につきましては、渡し人の所有する和光町の土地、2筆をそれぞれ分筆し、355㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買に

よる所有権移転でございます。

60ページをお開き下さい。

NO.33につきましては、渡し人の所有する有屋町の土地、1筆をで203㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

以上4件ですが、それぞれ、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、4件とも農地区分は第3種農地と判断されます。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま す。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

14番 (浜手委員)

農地法第5条の規定による許可申請書No.30の譲受人についての調査報告を行います。9月23日午後5時30分頃、譲受人の自宅前で話を聞きました。この書面に記載されている事項等については間違いないとの事でした。本人は企業の社長の息子さんで、現在も社長の下で働いているとの事でした。現在は大熊町で2階建てのアパートの2階を借りて住んでおります。1月20日に着工し完成後は自宅に引っ越しするとの事でした。建設資金については銀行より融資を受ける事になっているとの事でした。以上で報告いたします。

7番 (前山委員)

5条申請の№30の譲渡人について報告いたします。

譲渡人は2名で持分半々になっていますが、親子でございます。母親が 高齢で息子さんに確認をしました。

26日土曜日の午後6時ごろ自宅を訪問しまして聞き取り調査をしました。この件につきましては申請書のとおり、地番、対価等も間違いありませんのでよろしくお願いしますという事でした。

11番 (中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.30の土地について調査報告をします。

この土地は都市計画で造成した一区画で、宅地としては200坪余りの 広い土地であり、現在は周辺に空地は少なく殆ど住宅が建っています。

造成後現在まで耕作の経緯はなく、周辺の方々が地主の承諾を得て、自分たちで草刈りをしながら臨時の駐車場として利用していました。

今回の申請は宅地としては広いため3区画に分譲して販売されているその中の1区画です。委員の皆さんのご審議をお願いします。

7番 (前山委員)

5条申請のNo.31の譲受人について報告いたします。

26日の土曜日の午後3時ごろ事務所に行きましたらカギがかかっており、電話をしましたら現場に出ているという事から、電話で聞き取り調査を行いました。申請書のとおり住宅を建設します。申請書の内容に間違いありませんので、よろしくお願いしますと事でございました。

続いて譲渡人について報告します。

譲渡人につきましては、先ほどもありましたが、高齢の方で耳も不自由なことから子供に確認しましたら間違いありませんのでよろしくお願いしますという事でございました。

11番 (中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.31の土地について調査報告をします。

この土地は都市計画で造成した一区画で、宅地としては200坪余りの 広い土地であり、現在は周辺に空地は少なく殆ど住宅が建っています。

造成後現在まで耕作の経緯はなく、周辺の方々が地主の承諾を得て、自分たちで草刈りをしながら臨時の駐車場として利用していました。

今回の申請は宅地としては広いため3区画に分譲して販売されているその中の1区画です。委員の皆さんのご審議をお願いします。

事務局 (用稲局長)

5条、№32の受人へ9月23日11時45分、電話にて本人に申請内容の確認を行いました。

土地の所在、住宅建設至った経緯、土地の対価等に対しましてお聞きしましたところ、申請書どおり間違いありませんという事でございました。

7番 (前山委員)

5条申請のNo.32の譲渡人について報告いたします。

譲渡人は2名で持分半々になって、親子でございます。26日の午後2時ごろ自宅を訪問しまして聞き取り調査をいたしました。

申請内容に間違いありませんのでよろしくお願いしますという事でございました。親子での土地は、今回の申請ですべて処分することになりましたので、よろしくお願いしますという事でございます。

11番 │ (中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.32の土地について調査報告をします。

この土地は都市計画で造成した一区画で、宅地としては200坪余りの 広い土地であり、現在は周辺に空地は少なく殆ど住宅が建っています。

造成後現在まで耕作の経緯はなく、周辺の方々が地主の承諾を得て、自分たちで草刈りをしながら臨時の駐車場として利用していました。

今回の申請は宅地としては広いため3区画に分譲して販売されているその 中の1区画です。委員の皆さんのご審議をお願いします。

事務局 (用稲局長)

5条、№33の受人が鹿児島市に在住されているため、9月23日11 時40分、電話にて本人に申請内容の確認を行いました。

土地の所在、住宅建設至った経緯、土地の対価等に対しましてお聞きしましたところ、申請書どおり間違いありませんという事でございました。

7番 (前山委員)

5条申請のNo.33の譲渡人について報告いたします。

譲渡人に26日午後4時に電話で確認することになりました。

申請内容に間違いありませんのでよろしくお願いしますという事でございました。

その後土地の確認を行いました。

現地は都市計画区域内の農地ですが、現状は雑草が生い茂り、両サイドは コンクリブロックで塀になっており場所ははっきりしています。事前着工 もなく問題はなかろうかと思います。以上でございます。

事務局 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第56号農地法第5条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第5

議案第57号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第57号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第6

議案第58号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定につい

て、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第58号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 2年 9月28日

奄美市農業委員会会長 吉 卓男

署名委員 署名委員 作 成 者 用稲 工巳